

第11号様式

逗子市指令第49号

一般廃棄物収集運搬業
~~一般廃棄物処分業~~ 許可証
~~浄化槽清掃業~~

住 所 神奈川県横須賀市浦郷町5丁目2931番地98

氏 名 株式会社 マルコ

代表取締役 平 由紀子

電 話 046-869-5001

令和8年3月3日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可
します。

営業所の所在地及び名称	神奈川県逗子市久木8-13-12(株)西友逗子ハイランド [®] 店内 株式会社 マルコ 逗子営業所
取扱廃棄物の種別	一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥を除く)
収集運搬及び処分の別	一般廃棄物収集運搬業
営業の区域	逗子市全域
処 理 料 金	10キログラムあたり350円
営業許可期間	2026年4月1日 から 2028年3月31日まで
条 件	別紙のとおり

令和8年3月26日

逗子市長 桐ヶ谷 覚



この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に逗子市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての採決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、逗子市(市長が被告の代表者となります。)を被告として提起することができます。